

議案第133号

川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成24年9月3日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例

川崎市衛生研究所条例（昭和27年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市衛生試験検査手数料条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めるもののほか、本市における衛生に関する試験検査に係る手数料について必要な事項を定めるものとする。

第2条から第8条までを削り、第1条の次に次の1条を加える。

（手数料の徴収）

第2条 市長は、依頼により試験検査（その結果を記載した成績書を交付することを含む。）を行うときは、当該依頼をした者から別表の左欄に掲げる試験検査の種別の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額の手数料を徴収する。

2 市長は、前項の試験検査に関し、依頼により次の各号に掲げる成績書の交

付又は再交付を行うときは、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。

(1) 成績書の再交付 1件につき 300円

(2) 英語で記載した成績書の交付又は再交付 1件につき 400円

第9条の見出し中「及び使用料」を削り、同条中「及び使用料は、前納とする」を「は、依頼の際に納付しなければならない」に改め、同条ただし書中「後納させることができる」を「この限りでない」に改め、同条を第3条とし、同条の次に次の2条を加える。

(手数料の減免)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(1) 官公署からの依頼によるとき。

(2) その他市長が減額又は免除を適当と認めるとき。

(手数料の還付)

第5条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条及び第11条を削る。

第12条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第6条とする。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

種 別	金 額
1 ウイルス	
(1) 簡易なもの	1件につき 8,000円
(2) 複雑なもの	1件につき 13,000円
(3) 特に複雑なもの	1件につき 16,000円

<p>2 衛生動物</p> <p>(1) 簡易なもの</p> <p>(2) 複雑なもの</p>	<p>1 件につき 2, 5 0 0 円</p> <p>1 件につき 6, 0 0 0 円</p>
<p>3 環境衛生等</p> <p>(1) 落下細菌</p> <p>(2) 建築物内の環境</p> <p>(3) 特殊環境</p> <p> ア 複雑なもの</p> <p> イ 特に複雑なもの</p> <p> ウ 特殊なもの</p>	<p>1 件につき 9 0 0 円</p> <p>測定点 5 箇所まで 2 3, 0 0 0 円 とし、測定点が 1 箇所増すごとに 4, 6 0 0 円を加える。</p> <p>1 成分につき 5, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 1 0, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 2 3, 0 0 0 円</p>
<p>4 家庭用品</p> <p>(1) 定性分析</p> <p>(2) 定量分析</p> <p> ア 複雑なもの</p> <p> イ 特に複雑なもの</p> <p> ウ 特殊なもの</p> <p>(3) 容器耐圧</p>	<p>1 成分につき 1, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 3, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 7, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 1 0, 0 0 0 円</p> <p>1 検体につき 2, 5 0 0 円</p>
<p>5 食品等</p> <p>(1) 定性分析</p> <p> ア 簡易なもの</p> <p> イ 複雑なもの</p> <p> ウ 特に複雑なもの</p> <p> エ 特殊なもの</p>	<p>1 成分につき 8 0 0 円</p> <p>1 成分につき 2, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 5, 0 0 0 円</p> <p>1 成分につき 1 0, 0 0 0 円</p>

オ 極めて特殊なもの	1成分につき	30,000円
(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1成分につき	1,500円
イ 複雑なもの	1成分につき	5,000円
ウ 特に複雑なもの	1成分につき	7,500円
エ 特殊なもの	1成分につき	10,000円
オ 極めて特殊なもの	1成分につき	20,000円
(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1検体につき	2,500円
イ 複雑なもの	1菌種につき	2,000円
ウ 特に複雑なもの	1菌種につき	2,500円
エ 特殊なもの	1検体につき	16,000円
(4) 残留農薬等	5成分まで	50,000円
	6成分から20成分まで	100,000円
	21成分から50成分まで	150,000円
(5) 有害性物質		
ア 複雑なもの	1成分につき	25,000円
イ 特に複雑なもの	1成分につき	33,000円
(6) 特定原材料		
ア 定性分析		
(ア) 複雑なもの	1品目につき	36,000円
(イ) 特に複雑なもの	1品目につき	57,000円
イ 定量分析	1品目につき	79,000円

(7) 組換え遺伝子		
ア 定性分析	1 系統につき	35,000 円
イ 定量分析	1 系統につき	40,000 円
6 水質		
(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	700 円
イ 複雑なもの	1 成分につき	1,500 円
(2) 定量分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	1,500 円
イ 複雑なもの	1 成分につき	2,500 円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	5,000 円
エ 特殊なもの	1 成分につき	10,000 円
(3) 飲料水		
ア 定性分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	700 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	1,500 円
イ 定量分析		
(ア) 簡易なもの	1 成分につき	1,000 円
(イ) 複雑なもの	1 成分につき	2,000 円
(ウ) 特に複雑なもの	1 成分につき	4,000 円
(エ) 特殊なもの	1 成分につき	8,000 円
(オ) 極めて特殊なもの	1 成分につき	16,000 円
(4) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	2,500 円
イ 複雑なもの	1 菌種につき	2,000 円

ウ 特に複雑なもの	1 菌種につき	5,000円
エ 特殊なもの	1 検体につき	15,000円
7 放射能核種		
(1) 簡易なもの	1 検体につき	10,000円
(2) 複雑なもの	1 検体につき	18,000円
(3) 特に複雑なもの	1 検体につき	43,000円
8 医薬品等		
(1) 定性分析		
ア 簡易なもの	1 成分につき	1,000円
イ 複雑なもの	1 成分につき	2,000円
ウ 特に複雑なもの	1 成分につき	3,000円
エ 特殊なもの	1 成分につき	5,000円
(2) 定量分析		
ア 複雑なもの	1 成分につき	5,000円
イ 特に複雑なもの	1 成分につき	13,000円
(3) 細菌		
ア 簡易なもの	1 検体につき	2,500円
イ 複雑なもの	1 検体につき	5,000円
9 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表（以下この項において「点数表」という。）に定めのあるもの	点数表その他法令等による算定方法により算定した額の8割に相当する額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	
10 その他	1の項から9の項までに定める種別及び金額を参酌して市長が定め	

る額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条から第8条までを削り、第1条の次に1条を加える改正規定（第2条から第6条まで及び第8条に係る部分を除く。）及び別表の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例別表の規定は、平成25年4月1日以後に依頼された試験検査から適用し、同日前に依頼された試験検査については、なお従前の例による。

(川崎市保健所条例の一部改正)

- 3 川崎市保健所条例（昭和23年川崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1使用料の表中「じん機能検査」を「腎機能検査」に、「1がく」を「1顎」に、

「

母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定により行う妊産婦の健康診断	尿検査	無料	
その他衛生試験及び検査			川崎市衛生研究所 条例（昭和27年 川崎市条例第2号）

	を準用する。
--	--------

」

を

「

母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の規定により行う妊産婦の健康診断	尿検査	無料	
---	-----	----	--

」

に改める。

（川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 4 川崎市衛生研究所条例の一部を改正する条例（昭和50年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

参考資料

制 定 要 旨

衛生に関する試験検査の手数料を改定すること等のため、この条例を制定するものである。